

ような前年に比べて進捗率の開きがあるというのは事実であります。

その開きから見て五十六年度がどうなるかということが、補正後としてまづあるわけでございしますが、いまお示しの進捗率のへこみの数字は、われわれ補正後で見ているので、毎月申し上げるのは繁雑でございますが、単純平均で見ますと、一月が四・四というペースになっております平均は二・二というような数字がございます。平均で二・二というのは単純平均ではございすけれども、いづれにしろ開きがずつとあつて、一月では昨年の同月末に比べると四・四へこんでおるといふ姿で、ずつとへこみが、たとえば十二月が三・九、十一月が三・七、十月が二・八、九月が二・五、さかのぼつていきますと八月が二・二、これは大体いまおつしやつたとおりです。

そういうことで、ずつと開いておりますが、いづれにしろ、先ほどの五十五年度租税収入が落ち込んだというところを受け、しかも年度に入りましてから物価の安定、景気回復の低迷等受けて、なかなか回復し切れないということで約四千五百億の補正減を立てたということで、その補正後の数字で達成できるかという御疑問が、特に十一月、十二月の国民所得の伸びがよくないということから非常に懸念があるのではないかという御質問だと思います。

確かに、そのようなことはわれわれも懸念しておりますけれども、五十七年一月までの税収というのは、全体でまだ六一・八%でございます。そういうことで、累計では一〇・五%の伸び、前年比では二・二でございしますが、今後どれだけ入るかということになってきて、三月の問題が申告所得税の問題、それと法人税の三月決算、この二つが今後の不確定要因といえますが、今後それによつて税収が確定されていくということになります。申告所得税はいま申告が終わつてるところで、どういふふうな数字が出るかについては非常に関心を持つております。いいか悪いか、これは始めてみなければわかりません、三月十五日まで

のいまの申告でございますが。

それから、もう一つが法人税でございますが、これが税収の全体の二割、法人税収の三割を三月が占めておられるということで、この辺がいまの十一月十二月の景気の落ち込みがどう影響するかということは、経済のバックとしてはやはり看過できないと思いますけれども、一方におきまして税収を見てみますと、法人税の方は、最近の一月末税収のところでは、前年比で一〇・九％と今年度最高の伸びを示したということがございます。特に大法人が九月期二・三％、十月三・〇％、十一月二・〇％、これは三カ月大法人が二・〇％伸びておられるというのは、マクロと違ったミクロでの法人の決算がここに示されています。中小法人も最近伸びがよくなっている点もあらわれております。

マクロとミクロの違いという点が税収で非常に読みづらい点ですが、物品税が前年比二カ月連続して二・〇％上回っていますので、十二月二一、一月二・〇・九、この辺も消費の低迷と言いながらも物品税ではいい数字があるということも、積み上げ計算でいきます各税目の動きとしては、一つの大きなファクターとして今後それは続くかどうか。

そういうことで、繰り返しますが、所得税の確定申告と法人税収の今後がどうかということで、特に法人税の三月が最大のファクターでございます。景気の低迷が税収に影響するのは免れませんが、それがどういう形で影響するか。そういうことで、必ずしも樂觀は許されない状態でありまして、補正後の予算における見積もりを積極的に変更しなければならぬという、また確定的な数字もございせんし、見積もりの性格を持つ歳入予算といたしましては、いまの補正後の数字でいかざるを得ないし、それ以外の数字は考えられないというのが実情でございます。

○塚田委員 冒頭私が申し上げましたとおり、もちろんまだ不確定な要素があります。五月までですから、これから特に法人税等につきまして増収をはかれるんじゃないか、こういうような御答

弁でございますけれども、何せ五十六年の経済成長が史上最高の落ち込みといえますか、これはどの新聞もこぞってそういう表現を使っておりますし、私も、この落ち込みについて、恐らく税収へのはね返りは必ずしも必至だ。毎月のこれと比較して、二月からは少し回復している。特に三月はもっと回復するんじゃないかというのであったら、一番最終の合計で前年対比を見た場合に、一体、これは前年対比のどのくらい増を見込んでいたか、現在は前年対比のどのくらいの数字になつておるかということについて局長ちよつと。

○福田(幸)政府委員 御質問は、いまの予算の数字を前提にした場合、一月末のところまで入ったわけですから、予算を達成するといえますか、予算の見積もりどおりになるためには、今後どのくらい入ればという御質問であろうかと思ひますが、そういう前提でお答えいたしますと、先ほどのように一月末で一〇・五でございます。六一・八しかいっていない状況で今後どう見ると、四・四ポイント落ちていきますので、今後一三四・一％伸びなければいけないという数字になります。これは三月期決算及び申告税にかかっておりますけれども、予算としてこれ以外の数字が統計の制約があるということでは、予算の数字を置くというのは、見積もりの性格からすればやむを得ない、こう考えます。

○塚田委員 いまの答弁で、大体一三〇％以上というところが出たと思うのです。私の計算では、やはり一三〇ないし一三二、三にならないと、これは全額収入にはならぬんじゃないか、予定収入にはですね。これはなかなか至難のわざではないかと思うのです。いまの情勢から見ますと、そういう面では、いまから一体決算をどうするか、決算を何でやつたらいいのかわからない。やらなければならぬですからね、決算というのは、その際に、どういった方途が考えられるかということにつ

て、これは大臣、ひとつ答弁してください。

○渡辺国務大臣 私も非常に憂慮を感しておるところでございます。しかし、問題は額がわからないわけですね、実際のところ。想像はつきませんがね、いろいろな見方がありますから。額が確定しない。しかし、私どもとしては責任を持って、行政に混乱を起こすわけにはいかないわけでございますから、そういう場合にはそれ相応の適切な処置を講じたい。また予算成立前でもありますが、私は申し上げるわけにはいきませんが、いろいろ検討はしておきたいと思つております。

○塚田委員 これは大臣、ちよつとむずかしいと思ひますので、局長、少し具体的な項目になりまして、こういうものがあります、また不用額についてどのくらい出るかわからぬ。これが出れば、決算不足の場合には当然これを充てる。あるいはまた予備費といふものがある。これをどう取り崩していくか等のいろいろな問題があると思うのです。去年からだと思ひますが、決算の調整資金というのができた。これはわずかに二千五百億ですね。こういうもの等をどうと考へてみて、そのほかにあると思うのです。これは大臣、やなくてむしろ局長答弁した方が……。

○福田(幸)政府委員 主計局からお答えする前に、税収の観点で申しますと、いろいろ不安要因はございますけれども、また、日銀の短観という見通しがあるわけでございます。これは、今後の税収という三ヶ月に影響するファクターであるわけで、五十六年の下期は三九・一という伸びを示しております。これは二月の調査でして、十一月調査よりいい数字を出しておつたりします。また、今後一三三という数字があるかというの、国民経済の方の数字が今後あらわれますが、マイナスになった十一月十二月のところでは、むしろ内需の方はプラスの数字という明るい要因もございまして、われわれとしては、やはり予算額が期待できるといふ姿勢というか見方は変わらないというところで、今後三三・一％でございますが、かつてこ

れは、いろいろな経済環境が違つてしょうが、それに近い、もしくはそれを上回つた年もあるわけで、非常に見通しというのにはむずかしいところがございますけれども、直ちに予算額に支障ないという前提での議論というのはなかなかしづらい問題ではあるう、こう考えます。

○塚田委員 これは名前を出して大変失礼なんですけれども、自民党の税制調査会長ですね、山崎さんは、彼ははっきり、税収の不足は大体六千億ぐらいは下らない、某誌に出ております。某誌といつても、これは非常に権威のある、はっきり言ううと「金融財政事情」です。だからそういう面では、私は、確かに経済とかこういふものは生き物だといふことはよく言ひますけれども、生き物を生きたまま泳がせておかぬで、それをうまく調整し合理化していくことが政治なんであつて、あなたは生き物だからかわらないと言ふが、やはり一定の予想のもとに政治は一つ一つ前へ向かつて布石をしていくということであらうなと思ひます。

そういう面では、ここに山中さんの一応の予測もありますけれども、私はこれ以上、たとえば二・五％あるいは二・二でいいですよ、そのぐらいの落ち込みがあつた場合には何千億になるか、これを答弁してもらいたいと思ひます。

○福田(幸)政府委員 仮に計算すれば、予算額に掛ければいいわけですから六千億前後でしょう。いづれにしろ、いまの二・二というのは単純平均ですから、進捗率とそのへこみというのは、進捗率を分母にしてマイナスを割らないとわかりませんので、進捗率の数字が違えば、そのところは直ちに進捗率との関係でマイナスポイントというのが動きますので、単純平均で二とか二・五とかいうのは使えないわけで、瞬間風速でどうなつていくか、これは終わりになるほど実態に近くなつていきますが、いづれにしろ、いろいろな計算はあると思ひますが、この数字自体は、これは主税局の方で責任を持って予算としては見積もつておりますので、ほかの数字を前提にしては、いろいろ

る御議論があつても、われわれとしては具体的な対応策をお話しできないという立場にございませう。

○塚田委員 どうでしょうか、不用額とか予備費残等についても見直しはつかないですか。

○西垣政府委員 決算が確定いたしますのは、七月末の主計簿の締め切りでございますので、その時点では確定いたしません。それまでの間に、先生御指摘のように、不用がある程度出るあるいは予備費の使用残が出るというようなことはもちろんございませう。

予備費の使用残がはつきりいたしますのは、三月末が経過してからでございます。それから不用が判明いたしますのが、大体五月の下旬でございます。五十五年度の不用額の水準でございますが、約三千七百億という数字になっております。こういったものははつきりいたしまして、決算が足りるか足りないかという問題ははつきりするわけでございまして、さつき御指摘にありましたように、決算調整資金を使うとか、そういった問題はその時点で考えられる問題である、その時点でどうするかということでございます。

なお、決算調整資金の残高といたしましては約二千四百億、それから、これはまあ仮の話でございますが、決算調整資金で足りない場合には、国債整理基金の残高を使わしていただくという制度になっておりまして、こちらの方は残高が約三兆五千億という水準でございます。

○塚田委員 大臣、いま、国債の整理基金を使わしていただきます、こういうことを言われましたね。国債整理基金を財源不足で使った過去の大臣はおりますか。これはひとつ大臣答えてください。国債整理基金に手をつけたというのは一体過去にありますか。

○渡辺国務大臣 これは五十三年にできた制度でございませう、そういうことはございませう。○塚田委員 そうすると、いま答弁ありました国債整理基金を使わしていただきます、三兆五千億、これは渡辺大蔵大臣をもって嚆矢とする。

この整理基金を使うということは、一方において、国債に対する国民の信頼度というか、これに傷をつけることになるんですよ。だから、大体これは容易に使つてはならぬものなんです。それをもうのつけから、いまこの二月の段階で使わしてまいります。じゃ、大臣、これはやっぱり責任のある政治のあり方じゃないと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○渡辺国務大臣 これは、方法がどんな方法があるかというように質問をとつたものですから、方法としては、こういうような方法がありますという意味で答えたと考えております。

○塚田委員 これは押し問答になつて、時間もありませんから。

しかし、方法としては、やっぱり不用額あるいは予備費あるいは決算調整資金、これはわざわざつくつたんですから、こういったものをやりながら何とか決算をするように努力をするし、あとまだ五月まで残つておるのですから、そういったものと誠意のある、基金を使うんだというふうなことは、国民の不安を助長させるという意味において、私は、この辺ひとつ大臣はしつかりしていただきたい、こう思うのです。

それじゃ、次に移りたいと思います。恐らくもう大臣は、いままでの参議院で、グリーンカードの問題については耳にたこがいくほどいろいろ聞かされたんで、あえて言いませんが、ただ一言、いま、野党の一部を含めて、自民党内部には……（「一部だ」と呼ぶ者あり）一部か、いや、一部じゃない、大部に、グリーンカードやめるあるいは延期せよ、はなはだしいのになると、五百万円くらいに限度額を引き上げる、いろいろあれがあるんで、大臣、この際、総理大臣も答弁しておりましたけれども、所管大臣として、グリーンカードの問題について、これは決まつたと断然実施する、こういう決意で臨んでほしいんですけれども、その決意のほどをひとつ聞かしていただきたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 これは、ただいま御指摘のように、マル優というふうな制度があつて、九百万円も非課税を認めておるわけなんです。ところが、その名寄せ等が必ずしもうまくいかない。中には、かなり乱用されているものときどきつかまつていくというふうな状態から、それでは不公平になる。無税なわけですから、それが何千万円も億も無税にされたんじやたまつたものじやない。したがつて、まずそれをみんな平等にするというのが、これは最大のねらいでございますから、そういう意味においては、われわれは、グリーンカードはそういうふうにそれが効果あるように実施をしなればならぬ、そう思つております。

○塚田委員 どうも、いまの大臣の答弁の中で非常に不安に感ずるのは、三百万円の限度額、限度は三つあるのですから九百万円、大事な点は、確かに非課税限度額をきつと守らして、そして逃れるものをつかむというのがグリーンカードの一つの使命だと思ふのです。と同時に、利子配当について総合課税にするんだ、利子配当について総合課税は絶対に崩さない、この点を私は返事をしてみたい、こう思うのです。

大臣、あなたの参議院の答弁を聞いてみると、どうもその辺を回避して通つておるような感じを受けておるのです。そして自民党内にも、いや三百万円限度はいいんだ、ただ利子配当の分離課税を残しておいてくれ、そういう声の中にはあるのですから、もう分離課税は絶対に残さない、総合課税に移行するんだということをこで改めてひとつ強調してもらいたい、こう思います。

○渡辺国務大臣 それは、私は別に総合課税にしないと言つておるわけじゃないのです。そういうふうに限度がわからなければ総合課税にしようがないわけですから、したがつて、限度を確認させるということ、そういうことを意味しているわけなんです。

○塚田委員 それじゃ大臣、総理大臣も大蔵大臣、担当大臣も、とにかくいかなる逆風が吹いても、それを押し切つてグリーンカード実施ということをここで再確認をしたい、このように考えて

おります。ちなみに、大蔵省のグリーンカードについての啓蒙ですけれども、これはやはり少しおくれたんじゃないかと私は思います。最近になつてばたつと、グリーンカードについての広報誌といいますか、こういうのが配られましたね、一月以内に。

（大原（一）委員長代理退席、委員長着席）そこで、ちよつといまこちら、これは定価がついて普通の市販になつていますから、この大蔵省という方へのひとつ見てもらいたいと思うのです。八ページ「グリーンカード制度になると、お年寄りや子供のさやかな貯蓄にまで税金がかかるようになるのですか。」という問いに対して、答えは、現在と同様にお年寄りや子供のさやかな貯蓄金には税金はかからないようになっておりますというふうなことが書かれております。

これは若干不正確じゃないですか。つまり、子供の名前で三百万限度で設定したという場合は、たとえば、その子供が小学生だった場合、これはちよつと三百万稼ぐなんということは考えられない。現に、法律では六十万を限度としての贈与税の規定があります。（「五分分」と呼ぶ者あり）その五分分、こう言つておられますけれども、しかし、こで言う「子供のさやかな貯蓄金」というのは、いま言つておる子供の名前で現に三百万やつておる、こういうものについてはどうなのかという疑問に対して答えておるとするならば、もつと親切に、いま五分分という不規則発言がありましたけれども、じゃ五分分は五分分になればいいけれども、一年は六十万ですと云わなければならぬでしょう。

○福田（幸）政府委員 確かに、御指摘いただいたとおりだと思います。これは、お年寄りの話はお年寄りの話として、年金で生活しておるお年寄りの場合には、幾らまでならばかからないかというふうなことで考えれば、御主人が六十五歳で年金月十万でしたら、約二千三百万円までの貯金の利息分には、八十一万

という預金利息でしたら諸控除でカバーできると
いう意味で、お年寄りの場合はここまでかかりま
せんというふうなすべきです。これは確かに子
供の方と一緒に年寄りと一緒に子供の場合は贈与
の話になりますので御指摘のとおりで、やはり年
に六十万で五年でしたら三百万というふうな、六
十万で形成された分にはかかりません、オーバー
したらそれをもとの名義に戻せば贈与税は再びか
かることがありませんというふうな、書き分けた
らいいような気がいたします。

御指摘の点は、確かに二つを一括にしておりま
すので、今後その辺も仕分けて説明をしたい、こ
う思います。

○塚田委員 これは、まあ間違いといえますか書
き不足というか、たくさんあるのですよ。恐らく
相当駆け込みで書いたのじゃないかと思うので
す。たとえば二十三ページを見て下さい。「自由
民主党のグリーンカード制度についての決定によ
ります」と何でこれは書かなければならぬので
か。「自由民主党のグリーンカード制度について
の決定によります」と大蔵省のパンフレットの
中で、そしてそれを括弧書きでさも決定してい
るに書いていますね。これはどういうわけ
ですかね。

○福田(幸)政府委員 この少額貯蓄等利用者カー
ドというのは、法律で決まっておるわけであり
ますけれども、それを実際やるにどういう問
題があるかということがいろいろ議論されて、そ
の議論の場が自民党の中で、世論に対してどう対
応するかということと線が出たということ、各
方面の疑問に対する答えとしては、これを引用す
るのが適当であろうということとございまして、
この考え方というのは、自民党ということござ
いまして、われわれ政府として、今後運用上で
考えていく際の指針となるという意味でこれは引
用しておるということとございまして、今後PRの
際には、大蔵省自体の立場でこれをまたそしく
した書き方ということも考えられます。ここで
は、そういう意味で引用しておいても別に問題は

ない、こう考えたわけです。

このPRの問題がおくれたのは確かにわれわれ
も反省いたしますが、いざにいたしまして、こ
ういういろいろな対応で準備が進んでおったわ
けでありますけれども、ゼロクーポンが二月に予
想外に売れたということから、この問題が巷間い
ろいろな議論を呼んだところから、いろいろな話
が出てきたということで、それに対応して、こ
ういうものを急ぎにしましたけれども、それまで
は準備も順調でございまして、こういう線でい
ろいろな現実に対応したこととやっていますとい
う問題だけが予想外の問題であつたというふう
なこと、その辺、御指摘の点を踏まえまして、
一般の大衆の方には不安がないという点を中心
に、今後精力的に広報を多角的にやっています
、その際には御指摘の点を踏まえていろいろ内
容を整備したい、こう思います。

○塚田委員 いまの点、これは自由民主党をどう
こう言っているのじゃないのですよ。大蔵省の問
題のつかまえる方あるいは表現の仕方が、むしろ自
由民主党に対する侮辱でもあるのじゃないかと思
われるような括弧書きがありますから、こういう
ことはひとつ十分慎んでもらいたい。いかに泡を
食ってグリーンカードのPRに走ったかというこ
とがありありと見えるわけです。これが一つで
す。

そこで次は、グリーンカードの問題の中で、わ
れわれいざ主張したのですけれども、例の人
格なき社団の問題ですけれども、これはとにかく
こつちへ置いて、その一つである労働組合に対す
る実は課税上の問題なんです。人格なき社団につ
いては、御存じのとおり、これは課税をします。
別表にないものは全部課税するということになっ
ておりますが、貯蓄者に無用の負担増をもたらさ
ないように最大限の配慮を行うべきじゃないか。
グリーンカード制度の円滑な実施のためにも、こ
の辺について十分な注意を払うと同時に、やはり
将来に向かって、たとえば労働組合のような社会

的にも法律的にも実態として認められるものにつ
いてどうするかというのを、今後十分検討して
いかなければならぬ問題ではないか、こう考える
のですが、これは考え方だけでいいです。ひとつ
御表明を願いたいと思います。

○福田(幸)政府委員 これはグリーンカードと直
結した問題としてよりも、いまの法人格のある労
組、法人格のない労組という問題を税の中で今後
ともどう考えていくべきかということと処理すべ
きだろうと思うのです。

いままで扱ってきたことが実態的に変更される
ことのないように、また法人格のない労組とい
うものが法人格を持つことにならぬ問題がある
のか、それは監査という問題が負担になる
のか、また、小さな組合といえども労組法の適用
を受けるわけですから、公益性は十分にあるわけ
です。しかし、小さいならば小さいなりにどう
いう形で規制がかかるのか、その辺を労働自体の
問題としての御検討をいたしていかれると思いま
すので、税の世界では、その辺の検討を踏まえな
がら、いろいろな問題点が従来ともございまして
で、今後においても引き続き検討いたしていきたい
、こう思います。

○塚田委員 それじゃ、いまの答弁、いままでや
ってきたことについては変更を加えるつもりはな
い、なお、この問題についてはいろいろなケース
が考えられるので今後とも検討を進めていき
たい、こう受け取っていいですね。

○福田(幸)政府委員 これは、グリーンカードと
いう問題よりも、労組に対する法人格があるなし
という問題とどういふ問題があるか、実態をよく
検討させていただきまして、そして合理的な扱
いになつていくようにということと御相談しなが
らやしていきたいと思ひます。これは、グリーン
カードと直結してどういふことよりも、そ
ういふ趣旨で実情に即した検討を続けたい、こ
ういふことでございまして。

に變更を来さないで基本的な取り扱いについて検
討する、こう答えたように聞か取っているのです
けれども、そうじゃないですか。

○福田(幸)政府委員 お答えします。

これも、具体的にどういふところに問題がある
かということの御説明をいたすこともいま必要な
と思ひますが、いままでどう扱ってきたところか
というのを踏まえまして、それをどういふところ
にまた問題があるかということの関連で、労
組というものが法人格あるなしというところで問
題がございしますならば、従来の扱いを踏まえなが
ら検討させていただくこととございまして。

○塚田委員 労働省、来ておりますか。
それじゃ、提案になつております租特につ
いて、その中の住宅貯蓄の控除というものは従来あ
つたのですけれども、今度これが廃止になります
が、廃止になる理由は一体どういふ理由によるか
という点について、まず御答弁を願ひたいと思
ひます。

○石岡説明員 お答えいたします。

住宅貯蓄の控除制度は、昭和四十二年に創設さ
れまして、住宅建設のためにそれなりの効果を現
在まで上げてまいっております。しかしながら近
年におきまして、住宅貯蓄あるいは住宅貯蓄控除
制度を見ても、持ち家対策として、その効
果が薄まっているのはなからうかと率直に考え
ているわけとございまして。

第一に、一般住宅貯蓄控除制度が昨年廃止され
ましたように、やはり貯蓄の段階で持ち家の援助
をするよりも、実際に家を建設されたときに、利
子補給でその負担軽減を図るという直接的な援助
の方が効果的ではなからうかと思ひます。
また第二に、住宅貯蓄制度の運用を見ており
ますと、非常に有利な制度なものですから、老後
目的等住宅以外の目的に活用されているような実
例も見られます。
さらに第三といたしましては、この住宅貯蓄控
除制度は住宅貯蓄契約を結んで行われるわけだ
が、銀行等がこの契約を労働者と結ぶ場合には、

貯蓄の契約と同時に、満期になりました場合に住宅のための銀行ローンを融資しますというような契約もあわせて行われるわけでございます。

これから財形制度を現状で見ますと、財形は五兆円にも達しておりますが、このうち三分の一の資金を使いまわして勤労者に融資をし、家を建てるために法制上はなっておりますけれども、わずかに貯蓄額の二%の一億しか現在まで財形の融資が出ていないわけでございます。かような状況では、財形をつくりました制度本来の趣旨にもとりますし、またさらに、勤労者の生活の安定とともに内需の拡大にとって非常に重要である勤労者の住宅建設が進められないわけではございません。したがっていままで私どもは、住貯中心の財形の持ち家政策というものをこの際改めて、利子補給を中心とする、より効果的な施策へ転換したわけでございます。

○塚田委員 労働省、この控除制度は、そもそも勤労者財産形成促進法という法律を母法として、これに対する特別な措置ということで租特で設けられておるのですね。これが母法ですね。そして、いろいろと君の言った代替措置といえますか政策の転換の一部は、この母法に出ております。たとえば貸し付けの限度額を三倍から五倍に上げる、これはこの法律なんですよ。恐らくこの法律の政令で、予算措置されておる例の利子補給の問題、これがうたわれておるのじゃないですか。これは一体国会を通ったのですか。母なる法律の方がある通ってしまつて、そしてそれに対する特別措置がいま議論されておる、こういう段階ですか。

○石岡説明員 財形の住宅政策の転換により具体的な施策、すなわち、貸付限度額を貯蓄残高の三倍から五倍にするということ、それから貸付利率につきまして所定の利子補給を行うということにつきましては、財形法でこれを制定すべく法案を取りまとめまして、現在社会労働委員会に付託いたしている次第でございます。私どもとしては、この早期の成立をお願い申し上げたいと考えている次第でございます。

なお、関連いたしますが、住宅貯蓄制度というのは、確かに先生御指摘のとおり、財形貯蓄といふものを母法にいたしまして、その財形貯蓄に、その貯蓄を住宅のために充てるといったような要件を付加したものが住宅貯蓄制度でございます。これに対する税制上の恩恵は財形法にはございせんし、当然ながら租税特別措置法だけに規定があるわけでございまして、したがっていま、住貯の問題につきましても、当大蔵委員会ではよく御審議のほど賜りたいと思ひます。

○塚田委員 あなたは、政策転換だ、いままで控除して最高五万円ですか、一〇%、最高五万円、こういう制度をなくして、そのかわり、利子補給それから限度額の引き上げ等をやつて、前の制度よりはいいのだというようなことをいま言われましたけれども、肝心のこつちの方は通つてないんじゃないですか。まだこの趣旨説明もやつてないでしよう。こういうばかんなことありますか。説明してないのに、審議もしてないのに、片つ方の方だけを通してしまつて、つまり、控除をしていゝるのを打ち切つてしまつて、こういうばかんなことではないかと思つております。私は、これは審議の上においても、この法律が通つてから租税特別措置を議論すべきだ、こう考えております。

委員長、どう思ひますか。まだ通つてないんですよ、この母法が。そして提案説明もしてない。何もしてないんですよ。それで特別措置だけをきょう上げる、あした上げると一生懸命やつていゝる。肝心のかわりになるもの、私はかわりになるものにならないと思ひますけれども、仮に百歩譲つてかわりになるものとしても、これが全然通らないのに、こつちを通すといふのは一体どういふわけですか。

○石岡説明員 財形制度の転換に伴う諸内容につきましては、財形法で規定されるものと租税特別措置法に規定されるものと二分されます。この二つの法律が成立いたしましたとして、初めて一つの制度が財形制度としてできるのは、先生御指摘のとおりでございます。

しかし、国会のいろいろな審議の状況によりまして、衆議院社労の審議は先生御指摘のようにおくれしております。おくれしておりますが、先ほど申しましたように、当委員会では御審議中の住宅貯蓄控除の関連の問題につきましては、法律をござらんになつてもおわかりいただきますように、あくまでも租税特別措置法だけの規定の措置でございまして、よろしく御審議をいただくとともに、私どもとしては、母法の方の審議が社労におきまして速やかに行われますように期待している次第でございます。

○塚田委員 母法の方の審議というのは、私どもの委員会の所管じゃないですから、これは云々するあれはないと思つております。ただ、母法が通つてないのに特別措置だけを議決することはちよつとおかしいんじゃないかと思つております。そして、その母法には、この控除をやめるかわりにこういう措置をやるんだ、やめるかわりというところは言つてないけれども、こういう措置をやるからこの特別措置はなくなるんだ、こういうことなんだですよ。なくする方は上がっちゃやう。こつちはまだ議案説明もしてない。こういう状態で、私はここでストップするよ。そして、これが一応通つた暁において、まあ審議は十分していただきますから上げるべきだ、こう思つております。

○石岡説明員 財形改正法案に予定されております措置のうち、一番重要な利子補給の制度につきましては、実は法律ではなくて政令で定めるものとなっております。言いかえますと、予算措置でこれが行われるわけでございまして、したがっていま、五十七年度の予算が国会で承認されますと、利子補給が予定どおり行われる予定になつております。

財形法で文法自体を直さなければできないものは、先ほど申しましたうちの貸付限度額でございまして、貯蓄残高の三倍を五倍に上げる、これでございます。利子補給の方は、五十七年度の予算が国会で認められますと、すぐ施行できるためたてえになつております。

○塚田委員 あなたは、三倍から五倍の方が法律にうたつてある、あとは予算で言ひますけれども、いづれにせよ、利子補給についても政令が出なければだめでしょう。そうでしょう。その政令というものは、これを十分審議した上で、その精神を酌んで政令が出るんでしよう。これは何も審議されてない。政令が出なければ二%、一%の利子補給もできないんだ。こんなばかんな審議の仕方はないと思つております。

○福田(幸)政府委員 予算的な面がありますので、また主計が補足すると思つておりますが、租特の方では、住宅貯蓄控除の四十一條の三を削除ということになつておるわけでありまして、それにかかわる予算上の措置というのは、予算措置として予算に計上されております。その予算は、予算が通れば同時にそのくらい、労働省の方の財形法の政令でその辺の補給のいろいろなことが書かれるわけで、予算措置で利子補給でございまして、それが同時に利子補給でございまして、こつちの方は落とすというところで、母法の方は、おつちやいますやうにその倍率等は改正が後であるでしようが、利子補給自体が予算措置でできています以上は、こつちの方で落とすといふことで対応しておるといふことであらうと思ひます。あと、主計局が労働省でまた何かあればございましてやう。

○塚田委員 いずれにせよ、利子補給と貸付限度額というのは一体のものになつて、そして控除の廃止ということが出てきたわけなんです。片つ方の母法の方は全然手をつけられないでいる、そういうさなかに、削減する方だけ先にやつてしまふ。私は、これはちよつとこの点どうするか、理事会で……。こんなばかんなことはないと思つております。(両法案の関係をどうするか)と呼ぶ者あり)

○福田(幸)政府委員 五十七年三月三十一日まで締結分は今年控除が認められますので、その辺の食い違ひはないと理解します。こういうことで、法律の関係とおつちやいます

ても、政令で予算措置に対するいろいろな手続を決めて利子補給の措置が決まっております。こちらの方は控除を落とすけれども、またことしは三月末分は継続できるわけですから、どうもその辺は、法律が関連いたしますけれども、問題はなに対応が十分できるということではないかと思えます。

○塚田委員　じゃ、この問題については後でいろいろ理事間で折衝があるそうですから、一応やめておきます。

次に移りますが、先に大臣にちよつと聞きます。

いまこういう景気の冷え込みの中で住宅の建設、取得、これは景気刺激の上においても非常に大きな要素になってくるのじゃないか。残念ながら、ことしは百三十万戸が百二十万戸に下がったけれども、いずれにせよ企画庁あたりのお話では、これが相当大きな景気刺激の材料だと言っております。そういう面において、家を取得するためのいろいろな手段、貯蓄あるいは税制、これは手厚くしても決して単なる支出だ、むだだというようなことにはならぬと私は思うのです。

いま聞いたとおり、一年間に最高五万円の控除を打ち切つて利子補給が出来る、こういうのですね。そうじゃなくて、五万円は五万円が残しておくと、実際頭金に困るのですから。そのほかに、いま言った二つの要件、これは大蔵委員会の問題じゃないですけれども、つまり、三倍なり五倍なりに貸し付けの限度額を上げる、あるいは五百五十万を限度として利子補給をやる。こういう両輪の中で初めてスムーズに行きますし、いままでそれを期待しながら金をためてきた人たちの期待権というのか、そういったものを損なわないで済むということになるのですけれども、これでは當々として二年、三年ためてきた人が、三月三十一日、まあ経過措置でことしの末までの経過措置はありますけれども、いずれにせよ、そういう期待が裏切られるという情勢になっていくのですが、この点について大臣はどう思いますか。

○福田(幸)政府委員　お尋ねは、住宅貯蓄控除の廃止に伴う期待権の御質問であるうかと思えますが、今回の住宅貯蓄控除を廃止いたしますに際して、既契約者については、持ち家個人融資制度の改善、そういうことでより効果的な施策をやるということ、五十八年以降の要件違反については追徴をしないということで、不当な不利益を与えていないというようなことであらうと思つております。

もう少し申し上げますと、本来、その住宅貯蓄契約の契約者というのは、七年または十年間にわたつて税額控除を受けられるという前提で長期契約を締結しているから、今回の措置で既契約者の期待権が不当に奪われるという御懸念があるということをもう一回御説明しますと、先ほどの御質問にありますが、より有利な政策がそれにかわるということ、それから、それによつて不利益が生じないように、要するに、家を建てなくてもといういろいろな条件がありますが、そういう追徴をやらないうことで考える。

それからもう一つは、本年十月施行の予定になつております財形年金貯蓄へ、御承知のとおりこれは貯蓄が移しかえられるという変更の措置がある。あらゆる対応策がありますから、普通の経過措置、何かなくなつたときの経過措置というときに、なくなつてもそれ以上のものができるとのこと、また、それに乗りかえていける、それ以外の年金等にも行けるということがあれば、あと何もなくなくなつてしまふ場合の経過措置というものとも違ひまして、また、すでに確定した、交付決定した給付金が打ち切られるというような問題でもございませんで、そういう意味での既得権というものはつきりしたものでない、そういうことでございしますので、これについては不当な不利益であるというふうには考えません。

また、むしろここで新たに新規契約を結ばれる方とのバランスで申しますと、新たに住宅控除なしで住宅取得を目的とする財形貯蓄を開始される方とのバランスでは、その均衡上から言います

と、既契約分について利子補給制度を利用できるという一方で、五十八年以降の積み立てについても控除を認めるということとでアンバランスが生じますので、そこは今回の乗りかえ措置というか、経過的な対応はやむを得ないものであると思ひます。

それから、いままでの住宅貯蓄制度では、これは一つの調査で見ましても、四割強がすでに持ち家を持つておるのに住宅貯蓄を続けておつて、税額控除が引き続き行われておるという問題もございしますので、この辺、やはり住宅貯蓄制度自体が持ち家を促進するということの本来の目的に沿つておるかどうか、目的外の所得税額控除が行われているという批判もあるわけでありまして、むしろこの際、そのような家を持ちながら住宅貯蓄控除を続けるということはやはり問題でございまして、住宅貯蓄控除の制度は、本来、財形というものが家を持つておることにポイントがドイツの制度からあるわけでありまして、その利子補給制度という本来の姿に予算上認められたということでありまして、むしろそつちの方に、本来の姿に期待する方が、持ち家の促進ということに大きく寄与するということであらうと思つております。

ですから、いままでの住宅貯蓄控除がやはり問題がありました、それはいろいろな形で救済しながら、一番効果のある利子補給を予算上講じた。予算上講じたので、こちらは廃止する。しかも、いろいろな乗りかえをやつていくということ、これは十分に説明ができる、政策効果があつた対応であらうと思ひます。

○塚田委員　ずいぶん長々と説明がありましたけれども、要するに、住宅取得に対する恩典を実績主義でいきたい、つまり入り口で押さえるよりは出口で押さえる、こういうことなんですよ。

それで、私はこう思ふんですよ。出口で押さえるということよりもむしろ入り口で、まあささやかな金です、五万円というのが最高ですから。平均になると、恐らく四万あるいは三万五千円くら

いになるでしょう。しかし、それをためながら頭金をつくる、つくつた段階で家を持つ。もちろん、これは金を借りて家を持つわけですよ。それに、やはり学校を出て会社に入つて、少なくとも七、八年ぐらいたつてから女房をもらつて家を持つというので、むしろ入り口を保護してやる。五十五歳になつてからやるよりは、若いうちにためさせて、そして家を持たせる。

一方、それじゃ悪用される、住宅を持つ意思もないのに五万円の控除だけを受ける、こういう悪用があるのだというようなことをちよつと言つておりましたけれども、しかし、それはやはり法の運営というか運用というか、よろしきを得ないからこうなるのです。これは具体的には経営者が扱つてゐるものであると思うのですけれども、その辺は厳重に運用を煮詰める、あるいはそれをチェックする。そういうことを言つたら、何でもそうなんです。脱税なんというのはもううらにあるのですから、それをどうするかと同じことですよ。だから、その点はきつちりと管理していくということ前提にしなければ、こういった種類の政策というのは立たないのです。不都合なものがあるからこれは変えるのだというのじゃなくて、現にいま九十万からの契約者がいるのです、八十九万何ぼですね。そして一兆円からの契約金額があるのですよ。

そう考へてくると、こういったやり方は時宜に過ぎないだけではなくて、若い人たちの生涯計画というものを根底から覆してしまふ、これは大きな言い方ですけれども、少なくとも、家を持つということとは生涯計画の中では大きな部分です。家をもち、子供を育てるというのは、これはもう大きな部分なんです。そこに傷をつけるということになるんじゃないですか。

○福田(幸)政府委員　これは租税特別措置でございしますので、政策がどうだという観点から検討されるべきもので、これは労働省が政策判断をいたしまして、住宅貯蓄控除という、出口ですか、入り口ですかね、そういう形で貯蓄していくという

形よりも、やはり住宅そのものを取得する。相当な残高がありますから、それを融資して利子補給をすれば、その資金は大きく使えるわけで、そういう観点から労働省が非常に希望しておったのが初めて実現したわけで、そういう意味では、やはり労働省の政策が、われわれとしては税は受け身でございまして、そういうことで踏み切った以上、いままでの政策転換があつたということであれば、住宅貯蓄控除をこの際新しい制度に切りかえていく方が労働者が住宅を持つということに沿うということ、税の方は受けとめたということで、労働省がそれが正しいと思えば、租税政策としてはそれを評価するという事になると思ひます。やはり住宅貯蓄というのが金融機関のただ貯蓄集めになるという批判もまたあるわけでござい

ますから、あくまで労働者の住宅に直結した形で融資がされ、利子補給がされるということ、税法の方も評価したということ、ございまして、十分に説明のできる政策転換であらう、こう思ひます。

○塚田委員 しかし、たとえばこの利子補給にしましても、こういうことになっていきますね。二年目まで二%、一年、二年は二%の利子補給をやるんで、これは五百五十万を限度として、それから三年目から五年目までは一%。つまり五年間しか利子補給をやらぬのです。

それで、二%、一%、平均してどのくらいになるかですね。一・五ぐらいになりますか。それぐらいのあれなんです。大体、去年の段階では八・三四というのがローンだった。その一%なり二%なりをまけよう、利子補給しようということなんです。まあしかし三月からは、三月一日だと思ひますが、この八・三四が七・九九に下がつておるのです。それで、六%を限度とするということになると、限度いっぱいなんです。たとえば七・九九から一年、二年は二%、それから五年目までは一%を引いたらどのくらいになるかということになると、限度いっぱいということに大体なる。

こんなものを借りるよりは、住宅金融公庫に行

くと五・五%で借りられるでしょう。しかも住宅資金というのは五年間で返し終るなんということはないのですから、長いのは大体二十年、三十年。そしてばつばつ返していく。だから、これはそういう制度から見ても劣る制度なんです。そう思ひませんか。

○石岡説明員 財形の融資の利子補給額が少ないのではなからうかといった御趣旨の御質問だと思ひますが、私どもといたしましては次のように考へております。

住宅金融公庫の五・五%、新しい制度になりますと、六百二十万の貸付制度は、サラリーマン以外の人がかりではなくて、サラリーマンの方も当然ながら御利用できる制度でございまして、したがって、財形政策を展開してまいります。私どもの立場からいたしまして、勤労者の方々が持ち家を建てられる場合には、まずこの住宅金融公庫の融資を活用していただきたいと考へております。しかしながら、住宅金融公庫の融資は御承知のように六百二十万というところでございまして、あるいは年金事業団の融資を使ひしても六百万ということ、それだけ限度がございまして、したがひまして、それだけでは家が建たない方があるわけでございまして、私どもといたしましては、そういう方々にあわせ貸しというような形で財形の融資をお使ひいただきたいと思ひております。

それで、財形の融資をお使ひいただきますと、五年間で先生御指摘のように合計七%の利子補給が受けられるわけでございまして。この五年間というのはちょうど非常に返済の苦しい時期でございまして、その時期に限つて行つてゐるわけでございまして、返済される側から見ますと、非常に効果的ではなからうかと考へております。

それから、三月から七・九九%に財形の金利が下がるわけでございまして。これに二%の利子補給をいたしますと五・九九ということにございまして、この場合、財形におきましては、他の公的融資との並びを考へまして、下限を六%に置いております。したがって、五・九九が六%になつてい

くわけですが、私どもとしましては、かような利子補給によりまして、従来民間のローンなんかよりも高い財形のローンが、当初五年間ではございしますが、六%台になるということに非常に喜んでおる次第でございまして。

○福田(幸)政府委員 補足いたしますと、財形制度、相当大きな見直しがあつたのがいま御説明している財形持ち家の個人融資ということで、利子補給に踏み切つたというのが一つでございまして、一方におきまして、財形年金貯蓄、これが今回の改正に別途あるわけでございまして、この財形年金というものは相当思い切つた制度でござい

ます。ですから、いまの持ち家についての個人融資制度とあわせて財形年金貯蓄制度というところで、全体において勤労者に対する政策が手厚くなつたというふうな御評価をお願いしたいと思います。

○塚田委員 この問題の最後に大臣、私は利子補給が悪いとは言ひません。限度額を上げたということもいいます。しかし、かわりに控除をなくするということではなくて、控除も継続さして、若い人たちが十分希望を持つて家を持つてのように、これは国の政策にも合致すると思うのです。これをやつたらどうかということ、こつち提案してゐるのです。こつちをやつたら、こつちは削るんだということでは、せつかくの制度もこれは死に物になつてしまふのではないか。悪用されると言ひますけれども、それは法の運用の問題であつて、国税庁がこれをきつとつかめばいいのですから。

そういう面で、最後にひとつ大臣の考へ方、いやこれだといふんだと言ふのか、おつしやるとおり金さえあればやつてみたいと言ふのか、その辺、御返答を願ひたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 これは先ほど答へがありましたが、住宅財産形成というのは必ずしも住宅をつくる人だけがやつていない、最近そういう傾向が非勢に強い。

そういうようなところから、少し変えたらいいじゃないかというやうなことが出まして、労働省

の中でも、財形年金貯蓄というやうなものを別につくろう、いままでも貯蓄した方はその方に移しかえていくというやうな一つの発想があるわけなんです。だけれども、片一方では、いままでの財形貯蓄、家をつくるほうの制度もあつたんだから、それをなくするのにはなかなか思ひ切りがつかぬということ、両方ワンセットになつてゐるわけで、これはどちらへでも行けるやうに、選択できるように。

私は、いいんじゃないかと思ふのですがね。実際に、国税庁でみんなうんとつかんだらいいじゃないか、それはなかなかつかまらない。つかまらないから、結局こういうやうな形にしたわけですから、総合的に考へれば、労働省のことを考へて労働省は出してきたわけですから、私はいい制度じゃないかと思ふ。さらに、その上に別にまた補助金でも出してという財政事情なら、それは話は別でございまして、それはできませんというところでございまして。

○塚田委員 いや、この問題ばかりやつていたつてあれですから。先ほどの問題については、大臣に質問したやうな希望を私はあえてもう一度述べ、できればそういう方向に持つていく。きょうはすいぶん傍聴に来ているのです。みんな労働者ですよ。しかも各単産の代表者ですから、一体どれだけ財形貯蓄に関心を持つてゐるかということなんです。だからその点を十分ひとつ考へてもらひたい、このように思ひます。

じゃ次に移りたいと思ひますが、私も全然知らなかつたのですが、補助賃金の回収準備資金ですか、これについて若干質問したいと思ひます。これは一兆円減税の中ですでに財源として少なくとも野党は挙げておる項目です。もう一遍言ひます。補助賃金回収準備資金というのです。こういうやうなものがあるというのは大臣もわからなかつたでしょう。これを設けた理由は一体どこにあるのか。その資金の性格なり趣旨なりを簡略にひとつ説明してください。

○吉本(宏)政府委員 答へをいたします。

この補助貨幣の回収準備資金でございますが、昭和二十五年の造幣庁特別会計法によって定められたものでございます。その内容は、発行された補助貨幣の額面相当額を準備資金に繰り入れまして、これを運用部に預託して運用するという事になっております。なお、昭和四十五年以降、回収準備資金が補助貨幣の発行残高を上回る場合、一〇〇％を超える場合は、その上回る部分を一般会計に繰り入れるということになっているわけでありまして。

ところで、この制度は、補助貨幣の発行額面総額に見合う準備資金を保有することによりまして、貨幣の信託を維持するという事でございまして、一つの制度として確立しておるものでございまして、私どもとしては、現在の制度が適切なものであるというふうに考えております。

○塚田委員 時間もありませんから、これは後で同僚議員からも質問があると思いますが、恐らく、大臣、五十七年の予算編成の過程において、財源がなかった、それでこれに手をつけるということについて検討を行われたのじゃないか、こう私は思います。しかし、どういふわけか、その取り崩しはしなかったという事です、法律によつて、これは一〇〇％資金として準備するのです。そんなに準備することが必要なかどうか。いや、そもそもいまのような近代国家の中に、金本位制でもないんですから、金を出すために同じ金でこれを保証する、保証というかその信頼を確保していく、こういうやり方は一体合理的なのか、あるいは必要なのかと私は思うのです。

大臣も恐らく、ここに目をつけたのは、そういう必要性について疑問を感じたからだと思うのです。全然なくせというのはいけません。どれくらいが適当なのか、その辺きつとひとつ大臣の所懐をお聞きして、この問題について終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 ともかくこういう財源のないときですから、実際は何でも目をつけるのですよ。この問題も、正直なところ検討しました。検討し

ましたが、いろいろ議論がまとまらない。やはり手をつけるべきじゃないという意見もありますし、コストが何十円か知らぬけれども、五百円硬貨をどんどん発行できれば、これは別に法律にもかからないし、決めてしまえば政府が自由に補助貨幣を幾らでも出せるということで、苦し紛れにそんなことをやつたら、また問題がある。だから、何らかのブレーキが必要だろう。しかし、一〇〇％本当に必要なかどうかという話になります。これはやはり考え方の転換の問題だと思います。したがって、これについては今後とも検討はしてまいりたい、そう思っております。

○塚田委員 それじゃ、今後十分検討されたい。恐らく、小委員会等も開かれて財源をいろいろと協議をするときに、この問題は出てくると思う。ひとつ十分検討してもらいたい、このように思います。

最後になりますが、ゼロクーポンの問題について若干質問したいのですけれども、時間もありません。

ゼロクーポン、これは余り過熱して十一億ドルぐらゐ売れちゃった。しかも、これはアメリカじや余り売れないんですね。日本で売れるのです。なぜ日本でこれがどんどん売れる事態になったかという、御存じのとおり、キャピタルゲイン非課税という制度が日本にあるのです。アメリカでは、シャープ勧告の線つまりキャピタルゲイン課税です。この非課税がある限りは、グリーンカードをしようといふと、いまゼロクーポン・ツアードといふのがあつた。香港まで行って買ってくるそうですよ、日本はだめだということになれば、それほどこれは、やはりリスクは考えられますけれども、四十二の銘柄、私は一々調べました。大体倒産するなんという事は考えられない、そういうところですよ。これは、あなたもひとつ見てください。

そこで、一番魅力は、やはりキャピタルゲイン非課税だと思ふんです。途中売買したら、これは課税にならないのですよ。それで、この新聞報道

ですけれども、売買益について課税をするということをお大蔵省は検討しておる。これも、ゼロクーポンのようなものがどんどん売れて、日本の金がどんどん向こうへ行つて、円安なんというふうな要因にならないために、これを防ぐ一つの方法として売買益にも課税という態度をお大蔵省は十日決定して検討を始めたということなんです。これは本当ですか。

○福田(幸)政府委員 ゼロクーポン債が売れておるといふか売れた理由というものは、余りよく実態を知らないでPRを聞いたという点もあるうと思うのです。

利回りが非常に高いものですから、二五％払えば、十年たてば一〇〇返ってくる。しかし問題は、一〇〇が返るかという問題。それから、途中で売ろうとすれば、マーケットがございませぬので、値崩れといふか値段が形成されない。その元本もしくは途中の保証はだれもしてないという問題があります。それから、為替が今度は高くなつていけば、これはまた損するわけです。十年先ですから、昔、十年前は三百六十円だったわけですから、そういうことを考えたなら非常にリスクなのを、売る方が一方的なことを言つたのをまた聞いたというところの過熱があつたと思ひます。

これは証券局長が補足すると思うのですが、課税上の問題は三つくらいあると思うのです。一つは、やはり裏金が動いたといふことであれば、外国証券取引口座、要するに、物は向こうにあるわけで、こつちが口座で取引するしかない。現物は向こうにあるわけで、そういう意味で、口座がなければ取引できないわけですから、その口座を今後国税庁がどういふふうにチェックするかという問題があります。

それから、最後の償還差益のところは支払い調書がない、雑所得で総合課税しますから、累進課税で最後のところで高い税率が適用されますけれども、そこで支払い調書及び告知義務という問題を検討する必要があると思ひます。しかし、これは十年先に返ってくるまでの問題で

すが、過熱を防止するためには対応を明らかにする必要がありますと思ひます。

もう一つは、御指摘の途中で売つた場合で、アメリカの場合、向こうでは利子課税をやると同時に、売つた場合はキャピタルゲイン課税をアメリカ人は受けるのです。ところが、日本の場合はそれが無い。ヨーロッパも同じで、ドイツ、ベルギー、スイスが同じような問題で悩んでいましては国際商品であるからです。

そういうことで、国内市場形成のためのキャピタルゲイン非課税といふのがこの国際商品について必要かどうかという問題を踏まえながら、国際商品であるだけに、その辺の資金移動を踏まえ、そういう懸念がないような対応、キャピタルゲインの段階、中途売却の段階で課税することの適否は、国内マーケットとは違ふ観点での検討ができると思ひますので、これは十分な今後の検討課題であるう、こう思ひます。

○塚田委員 もう時間もありませんが、いま非常に用心深く答弁したのです。やはりゼロクーポンというのと、国内とは違ふ。やはりゼロクーポンが、こういった際物といふますから売れて、円安ブッシュになつたりあるいは国際的な摩擦の原因になつたり、こういうことをとめるためには、何といつても途中売買益について課税することです。つまり、キャピタルゲイン課税をやることです。シャープ勧告のもとに戻ることで、す。そうなつたら横並びで、ゼロクーポンだけではない、おおよそキャピタルゲインについてどうするかという問題が当然出てくるのです。

私も年来、キャピタルゲインについては課税をすべきだ、こういう主張で、いみじくもこのゼロクーポンを契機にして、いま売買益には課税をすることを検討するといつてゐるのですから、その場合に当然横並びでその他のキャピタルゲイン、いま五十回二十万株とか、これは株式ですね。あるいはゴルフの会員権ですか、こういうものだけに限られておるキャピタルゲイン課税をさらに

全部についてやらなければ、これまた一種の不公平が出てくる、こう思いますので、もう時間が来ましたので、最後ですから大臣答弁してください。

○福田(幸)政府委員 先ほど申しましたのを補足しますと、国際商品であるからという観点での検討、これは段階を追って課税を強化するというのに沿っておこなうと思います。しかし、国内の一般的な証券市場の問題は、やはりそれなりの別の判断が必要だと思えます。五十四年の改正で一銘柄二十万株以上ということをやったわけでありましたが、その実態、その後どういふふうになつた執行上あるかという問題を踏まえながら、証券市場の現在はいふまでもないのですが、そういうことの観点で考えるべきで、国内市場と国際市場とはまた違ふということも言えるかと思ひます。

○塚田委員 それでは、ちよつと時間がありますので、もう一つだけ質問をいたします。

私のところに、実はこういう書類が手に入つたわけですが、これは暮れにやりました特別減税、例のミニ減税というものです。控除誤りのある確定申告書の処理についてという、局から各税務署に出している通達なのです。これはなかなか読みづらい。何を言っているのかさっぱりわからぬようなあれですけれども、要は、二重還付のおそれがあるから確定申告控除誤りについては還付を保留せよ、こういうことなのです。返すことを保留せよということなのです。五百円返されるなにかから、標準家族は一家族大体二千円。それをやめろ、その後の処置については後で追つて連絡するから、こういう書類なのです。

これでは、一体何のためのわれわれの減税要求決定だったか。十一月に決定しまして十二月に年末調整ですから、時間もないので、だから年を越したという人が非常に多い。年末調整ができない、当然確定申告の時期に持つてくる、けれども還付はだめだ、これでは踏んだりけつたりじゃないですか。

○吉田(哲)政府委員 お答え申し上げます。

いま先生お示しの文書は、ある国税局において所得税課長が税務署の担当者に流した事務的文書であるというふうにも私ども推測するわけでございますけれども、申しておりますところは、特別減税を年末調整でやつた者とやらなかつた者に対する取り扱いでございます。

私も、特別減税が決まりましたから、その特別減税の趣旨に即しまして、できるだけこれを円滑かつ的確に実施するように、源泉徴収義務者あるいは個々の納税者を対象として、いろいろ資料の送付とかあるいは説明会とか、力を尽くしたわけでございます。確定申告が終わりました、おおもねまず順調にいっているのではないかと申すわけでありますが、その確定申告の過程で、たとえば昨年十二月に年末調整で特別減税を受けられる人が、そういう特別減税を年末調整で受けずにおかれまして、それを確定申告で還付を求めようとするというケースにつきまして、現在の税法では、確定申告で特別減税をそういうケースについて返す方法が実はないわけでありまして、これはどうするかと申しますと、あくまでも給与所得者なら給与所得者が源泉徴収義務者に対してその減税を求め、こういう仕組みになっております。ほうつておきますと、これは源泉徴収義務者の方で将来減税が起これるいは確定申告でまた還付が起これるというふうなことになるか、ないわけでありまして、そういうことを注意したわけでありまして。

実際、税務署においてどうしているかと申しますと、納税者の方で誤解がありまして、税務署へ確定申告で還付を求めに見えた場合には、窓口でそういう御趣旨を説明いたしまして、源泉徴収義務者の方に話をするように、私どもも源泉徴収義務者の方に十分趣旨を徹底するというところで、お帰りをいただいているわけでございますが、たまたま郵送で来た場合につきましては、そういう御説明ができません。したがって、その場合の注意を書いたものでございます。

冒頭に申しましたように、これは国税局の所得

税課長が税務署の担当課長にあくまでも事務的に流した文書でございますので、担当者同士は十分わかつておりますが、確かに、私どもその文章を見ますと舌足らずの点があると思ひます。文章につきましては、今後さらによく注意していきたいと思ひます。

○塚田委員 もう時間がありません。舌足らずじやなくて、これはわからないのですよ。私が言うのは、これは十一月にやつて十二月に年末調整ですから、しかし再調査というのは一月ありまふね。一月再調査できるわけですから、しかし、この問題に關しては二月以降についてもできるという措置をとるべきだ。いまを外せば、あとこの年末までしか調整できないんですから。それじゃせつかくの、五百円ではあるけれども、その減税がまた一年延びるということになりますので、これはぜひ一月までというのを延長してもらいたいというのと、もしできないれば職權更正やいなさいよ。これはもう決まっているも同じですから、職權更正やつてどんどん返してやる。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。

源泉徴収義務者が年末調整によりまして特別減税を実施すべきところ、たまたま、その年末調整に際しまして特別減税を実施しなかつたという向き、これは私も、そういうことがないようないいぶん努めたのでございますが、何分にも毎年あることでございまして、中には、一部そのような源泉徴収義務者がいることは事実であらうかというふうにも思われるわけでございます。

そこで、これに対する対応でございますが、今後の措置といたしまして、この制度の趣旨を踏まえまして、できるだけ近い機会に、現在御審議をいただいております税法を上げていただきますならば、早速に源泉徴収義務者に対して、四月早々にも私もこの内容を通知することになるわけでございしますが、その機会に、そのような漏れがもしあれば改めて直ちに是正の措置をとるといふことをお願いする、そのような措置を一齐にいたしたい、このように考えております。

○塚田委員 終わります。

○森委員 平林剛君。

○平林委員 少しおさらいのようになるかもしれないが、しかし、締めくくりに意味で、いま話題のゼロクーポン債の問題を取り上げたいと思ひます。

個人投資家の間で異常な人気を集めて、大蔵省が、三月の三日ですか、証券会社を呼んで当分の間取り扱いを見合わせるように行政指導しましたから、事実上の販売禁止の措置がとられたわけでありまして、それまでにゼロクーポン債の購入額は、昨年四月からことしの一月末までに累計三億ドル、ことしの二月は実に七億ドルを超えまして、わずかの期間に十一億三千万ドル、日本のお金に直して二千五百九十億円売りさばかれておるわけでございます。これは、この間の衆議院の大蔵委員会の質疑ではつきりいたしました。

確かに週刊誌などを見ますと「貯蓄の目玉、十年で四倍」「最新の利殖、単利で二九・四九%の超高金利率」こういうような宣伝がされていゐるわけでありまして、それから証券会社の内部資料、つまりお客さんに対して社内限りで宣伝している文書を取り寄せてみても「いま注目ゼロクーポン債、安全で高利回り、利回りは一五・七%ないし二六・七%、期間は三年から十年、中途売却は自由で非課税」こういうような宣伝文書も出しまして、お客に説明をしておるわけでありまして、ゼロクーポン債が資産家に異常な関心を呼ぶというのは、私は当然のことだと思ひます。

この禁止措置をとりましてから、ユーロ市場ではゼロクーポン債の売り物が大量に出まゐり、ほとんどの銘柄が暴落をした、暴落とまではいゝなくても一ポイント以上下落をした。ロンドンにある日本の証券会社の支店などは、さて少し買いためておいたやつを損を承知で売りさばるか、それとも、もう少し日本政府、大蔵省の様子を見て抱いておくかというふうな選択に迫られていゝという情報もあるわけだ。最近、商業新聞の報ず

るところによりますと、大蔵省の方では、今月の末、三月の末には販売中止を解除して再開を認める方針だというのが出ておりまして、私は、事実上販売禁止の措置をとった行政措置の理由も余りはつきりしなかったけれども、今月の末には販売再開を認める方針だというような記事を見ますと、これもどうもよくわからぬという感じを持っておるわけでございます。これは一体どういうことなのか、説明をしてほしいなと思ひまして、最初にお尋ねをしたいと思います。

○禿河政府委員 私どもが、ゼロクーポン債を取り扱っております証券会社に対して急遽とります先生からお話がございましたとあり、本年に入りましてから異常とも言えるような販売の状況、特に二月に七億八千万ドル、こういう多額のもの、しかもかなりの宣伝を含めて行われた、そういう事情のもとで、投資家層もかなり広がってきておったわけでございます。そういう投資家に誤解を与えるようなことがあつては、その保護上問題もあるということで、とりあえずしばらく売のを待つてほしいということで証券会社に協力を求めて、現在、販売停止という状態になつておるわけでございます。

ただ、内外の資本交流というものはできるだけ自由にあるべきだと思ひますし、また、外貨証券の取得というものは原則自由という方向でおるわけでございますので、ゼロクーポン債に限つて未来永劫絶対に取得は認めないというのはいかがかと思つております。しかしながら、いま申しましたような一種の過熱状況、これが続いたままですといふことは、いろいろな方面に問題が出てまいりますので、現在私ども、取り扱ひました証券会社から、これまでの販売状況、その事情等を細かく聞いております。それからまた、これからどういふ姿勢で、あるいはどういふ考え方でゼロクーポン債に取り組んでいくのかといふようなことも聞いておりまして、それを検討いたしておる状態でございます。したがひまして、現時点で、い

つ販売が再開されるかといふような見通しは持つておりません。

○平林委員 いまのお話の趣旨から言へば、できるだけこういうものは自由にした方が望ましい。だから、全面販売禁止の行政措置については疑問があるという声もありまして、どういふ法律の根拠でやめたのかといふようなこともあるから、いつかは解除しなければならぬと思うのです。その場合に、一体どういう条件が整えば解除するのかといふことが問題だと思ふのです。

二月の初めでしたか、あなたが証券会社各社の役員を呼んで口頭で何か注意をされた。それがだめだったから、結局全面販売禁止の行政措置をとつたということになっていきますけれども、その二月の初めに証券会社の役員を呼んで注意をしたのは、私の承知しているところでは、一つは、広告をしてはいけない。二つには、税制上のメリットを過度に強調してはいけない。三つ目は、為替のリスクがあるのだということを十分説明しろ。第四は、発行日前の予約販売はしてはいけない。こういうような指導をしたと言われているのであります。が、なかなか過熱がおさまらない。特に証券会社の一番でかいところは、二月になつたら猛然とハッスルして大いに売り込んだのです。ですから、二月の販売実績というのは一週に八億ドルにはね上がったということも承知いたしております。

したがつて、二月の初めに注意をされたことを証券会社が守るということになれば、販売禁止の措置が撤回されるのかどうか。三月末といつてもいつになるかわからないといふお話がありました。が、新聞の報道は、一カ月前までの、つまり二月に注意した当時あたりのペースで販売ができれば、各社に販売計画の提出を求めるという総量規制などをやつて、あるいはその他のガイドラインを設定して解除する、こんなような話も伝えられていますので、その点はどうかといふことはつきりしていただきたい。

○禿河政府委員 販売をいつどのような形で再開

するか、私どもまだ成案を持つておりませんが、けれども、仮に将来販売を再開するような場合には、いまお話がありましたような税制上の取り扱いの問題とか為替リスク、あるいは元本保証がないといふようなことを十分顧客にも徹底をさせるというところがいままでも以上に必要なことであるう、かように私は考えております。

ただ、数量の問題につきましては、実際問題として、私どもまだそういう考え方を現在持つておるわけではございませんけれども、仮にそういう数量面での規制ということになりますと、これはまた大変むずかしい問題で、投資家の層におきましても、ゼロクーポン債についての税制上の取り扱いその他について十分認識が深まってまいりました。量の方はむしろおのずからモダレートなものであるのではないかな、こういう感じがいたしております。しかし、この辺のところにつきましては、もう少し具体的な方策といふものを私どもこれから検討いたしていきたい、かように考えております。

○平林委員 こんなに過熱したゼロクーポン債の魅力といひますか、こういう状況、これは何かといふことを考えてみますと、結局、表面利率がゼロの債券であつて、アメリカ生まれの超大型の割引債、日本の国内に販売される割引債と違つて、源泉税が取られない、期間が長いから、五年とかあるいは十年とかになりますから、税務署に知られない資金が運用できる、そういう意味では最適である。償還するときに支払い調査が出ないから、あるいは出ても途中で売却すれば、これは非課税になる、こういうような宣伝あるいはそういう認識でやりますから、一般の投資家が、特に金のある者がこれに飛びつくといふのはあたりまえだと私は思つておる。幾ら、十年たつたらこれを発行するところの会社がどうなるかわからぬぞ、こつ言ひましても、それはお互いにわからぬことですよ。

ただ、発行している会社を見てみると、大体日本

んだね、ある程度一流の銀行なんかもありますけれども、こんなものは、アメリカの高金利に支えられていまはそういう条件で発行できても、会社はつぶれなくても、そういう問題が継続されるかどうかといふ疑問もあるけれども、いまのところは宣伝が効いているからほとんど飛びついていく。為替リスクがあるにしても、あるいは途中売買で流通性がないといふ話をしても、そういうことだけではすぐには冷却しない。抜け目のない人は、やはり多少リスクがあつてもゼロクーポン債に殺到する、この傾向は改まらないんじゃないかと私は思つておるのです。

ゼロクーポン債が去年の四月以降アメリカの市場やユーロ市場で発行されてから、五十六年の実績は、アメリカ市場で十七億で四十七億ドル、約九千二百四十億円、ユーロ市場で四億で四億ドル、八百八十億円でありますが、五十七年の計画になりますと、ユーロ市場で十九億、五十四億ドル、日本のお金に直して一兆千八百八十億円、これが計画をされておるわけでありますから、専門家の間では、多分、このままの状態であればゼロクーポン債を通じて海外に流れるお金といふのは一兆円を超えるのじゃないかといふような説もございいます。

証券局は、一体どんな見通しを持つておりましたか。私は、いま販売禁止して、またいつかは解除するだらうけれども、こういうものを認めたのもやっぱり証券局だと思ふ。その証券局はどんな判断でこういうものを認めたのかといふ点もちょっと疑問だと思ひましたので、どういふ見通しを持つていたのか。

○禿河政府委員 ゼロクーポン債は、いまお話しのとおり長期の割引債券でございますが、どういふ形でそういう債券を発行するかといふのは、まさにその発行会社とアンダーライターとの話し合ひで決まることでございます。

しかも、これがヨーロッパあるいはアメリカの市場で出されるものでございまして、外貨建ての債券という点におきましては、利付償と何ら異な

る点はないわけでごさいます。私どもの方といたしまして、外国の企業が、しかも外国の市場で出すものにつきまして、どのくらい出るかということについての見通しとかいうものは実は何も持ち合わせておられないわけで、また、これをとるというのはできないことだろうと思います。

ただ、一月、二月に大変多量のゼロクーポン債の発行がございましたけれども、日本と同様に、ヨーロッパにおきましてこの課税当局も、この取り扱いに苦慮しておたようございいます。そういうふうなものを反映いたしましたのか、三月に入りましては発行額も急速に減つてきておる。

今後のことについては、全く私ども、どういふふうなことに相なりますか、よくわかりませんが、発行額の中のかんりの部分が日本で取得された、これも事実でございますので、日本におきましてこのゼロクーポン債熱みたいなのが冷めれば、それは発行者といたしまして、それが十分消化できるかどうかからないというふうなことから、消化の状況を反映いたしまして、その発行額というものが逆に落ちついたものになっていく、こういうようなことではないか、かように考えております。

○平林委員 結局、私は、問題はゼロクーポン債がグリーンカードの対策として課税逃れに活用されて、証券会社もそれは商売ですから、暗にグリーンカードの抜け穴としての宣伝とまでいかなくとも示唆をする、そこにこの問題について社会的批判というものが生まれてくると思うのですよ。単なるガイドラインだけで、この勢いは消えるとは私は思わない。

そこで、ゼロクーポン債は大型の割引債でありますから、単位も五万ドル、十万ドルという大型であり、特に、途中売却すれば値上がり益に対する課税が困難であるということに着目して過熱したわけでありまして、こういうことに對して、どう対応するかということを中心に据えなければだめだというのが私の考えです。これについては、新しい制度ですから、フランスでも西ドイツ

でもベルギーでも一体どうしたらいいかと、日本が行政措置で販売を禁止したということから非常に注目しておるわけで、一体日本はどういうふうにするんだらうというふうなことで、ある意味では、この日本の措置について好感を持ちながら、どういふ態度をとるかということは今度は注目されていると私は思うのです。

そこで、私は、一つには、ゼロクーポン債の満期つまり償還時におきまして支払い調書を出すというところについて義務づける必要があるのじやないか。国内で販売される割引債の償還差益については、所得税法の二百二十四条に受領者の告知というものが法定化されていますし、同じく二百二十五条では支払い調書の提出義務を課しておるわけでありまして、ゼロクーポン債についてもこれと同じような措置をとるべきだ。まず第一にそれを私は考えるのでありますけれども、これについて、いままでの質疑でもあったかもしれませんが、もう締めくくりにありますから、この際はつきりしておいてもらいたい。

○福田(幸)政府委員 償還差益に対する課税の問題としては、支払い調書の問題と告知義務の問題がございいます。これは、的確に対応するという方向で検討したいと思っております。

○平林委員 的確に対応するという意味がちよつとわからないから、もう少し詰めますが、その前に、もう一つ私の主張を申し上げまして、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

証券会社の宣伝によると、ゼロクーポン債は途中売却の場合に非課税となつてゐる。しかし、この法的根拠はどこかというところ、多分所得税法第九条の条項を当てはめて、他のいろいろな証券と同じような考えに立つて、これを主張されておると思ひます。確かに所得税法第九条には、有価証券の譲渡による所得は原則として非課税となつておりますけれども、これは、有価証券市場の育成という政策的目的があつて非課税という措置をとつたと私は思うのです。いろいろ議論はありますが、けれども、政策的には証券市場の健全な育成という

ことを考えて非課税措置をとつた。

だけれども、途中売却のゼロクーポン債のような場合には、この趣旨とは全然違ふと思うのです。軌を一にしているものではない。そんなものに非課税の恩典を国民が承知するか。ですから、ゼロクーポン債が途中で売却された場合でも、その売買益には課税すべきである、これは私は当然のことだと思ひます。それをそのままにしておくというのは問題があると思ひますから、途中売却の場合でもその売買益には課税せよ、私はそう主張したいと思つておるわけでありまして、大臣、私は、これは自分では非常に理屈が通つてゐると思ひます。これを非課税にする理由は見当たらないと思ひますので、こういう措置をとるべきだと思ひますが、いかがでしょう。

○渡辺国務大臣 法理論上の問題もございいますから、軽々に私は結論は申し上げられませんが、趣旨を体してよく検討いたします。

○平林委員 証券局長でも主税局長でもいいですが、割引債に対して、アメリカではどういふふうなやつてゐるのか。これはアメリカ生まれの割引債なんです。アメリカではどうやつてゐるのか。諸外国ではどんなふうなやつてゐるのか。大臣がいま重要な問題で検討すると言われたけれども、参考になると思ふ。アメリカではどうやつてゐるのか。

○福田(幸)政府委員 アメリカにおきます割引債、ゼロクーポン債がそれに含まれるわけでありまして、その法制について御説明いたしますと、保有者は、これはゼロクーポン債を買つて持つてゐる者という意味になります。毎年の発生利子を申告しなければならぬ。したがつて、他の所得とそれを総合して課税される、こういうことになりまして、発生利息、アクルドインテレストという扱いでございます。

それから、保有者が途中売却の場合の売買差益の扱いであります。保有期間に応じまして利子分とキャピタルゲインに分けるわけでありまして、そして、利子分は総合課税、キャピタルゲイ

ン分は、他のキャピタルゲインと同様、保有期間一年を超えればその四〇％が他の所得と合算されて課税、一年以内の場合は全額総合課税、こうなります。

三番目に、償還差益は利子所得として総合課税されるということになります。

それから非居住者、日本人ということで考えますと、日本人が保有してゐる場合には、取得価格と買取り価格、償還価格のことであります。要するに、取得価格と買取り価格の差につきまして、米国人、これは発行法人ですが、一〇％の税率で源泉徴収される。これはわが方の調査も最初のものでございまして、アメリカでの扱いがこれとおり確定しているかどうかは留保いたしますが、われわれの知つておる限りではそうであります。

あと、償還差益一般の扱いでございますが、英國は、利子所得として総合課税、中途売却益はキャピタルゲインとして課税であります。西ドイツは、利子所得として総合課税、中途売却益は他のキャピタルゲインと同様の、原則として非課税であります。したがつて、西ドイツが問題としておるということ。フランスは、利子所得として総合課税ということであります。あと、中途売却益についてはいろいろな場合がございまして、常時行われる市場取引の場合、これは総合課税をするというふうなことで、また、年間譲渡額が十七万フランを超えれば一五％の分離課税と、ちよつと複雑になつております。ベルギーは知りませんが問題にしておる。それからスイスは、外電が一回出て、資本利得に課税するということで、チューリッヒは途中の売却に対しては課税するということ。ロイター電がありました。これは時事に確認を頼みましたところ、けさもらった電報では、先方税務当局はまだその確認はいたしてゐないということ。しかし、いずれにしろ問題にして検討しておるということ、われわれも諸外国の動きを注目していくべきであらうと思ひます。

○平林委員 大臣、お聞きのとおりです。

ペジ
二 段行誤
三 四 議務
二 三 でありまよう。
う。でありますよ

正
義務
でありますよ

